

○総社市地域包括ケア会議設置要綱

平成19年8月31日  
告示第85号

(目的)

第1条 総社市地域包括ケア会議(以下「地域包括ケア会議」という。)は、地域包括ケアシステムを構築し、地域における多様な社会資源の総合調整を行い、解決困難な問題や広域的な課題について検討し、新たなサービスの構築や、広域的な支援体制の整備を図ることにより、高齢者等が安心していきいきとした生活が送れるまちづくりを行うことを目的とする。

(所掌事項)

第2条 地域包括ケア会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域包括ケア体制の総合的な整備
- (2) 援助困難事例の検討
- (3) 社会資源情報の集約及び提供
- (4) 地域が抱える問題の把握及び共有化
- (5) 新たなサービスの構築に向けての検討
- (6) 小地域ケア会議への指導、支援

(組織)

第3条 地域包括ケア会議は、委員25人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 小地域ケア会議の代表者
- (2) 民生委員児童委員協議会の代表者
- (3) 福祉委員協議会の代表者
- (4) 吉備医師会の代表者
- (5) 福祉施設の代表者
- (6) 司法等関係機関の代表者
- (7) 岡山県介護支援専門員協会総社支部の代表者
- (8) 社会福祉協議会の代表者
- (9) 関係行政機関の職員
- (10) 学識経験者
- (11) その他市長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし再任を妨げない。ただし、任期中であってもその本来の職を離れたときは、その職を失うものとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第5条 地域包括ケア会議に委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、地域包括ケア会議を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 地域包括ケア会議は、定期的を開催する。また必要に応じて随時開催するものとする。

- 2 委員長は、委員全員の出席を求める必要がないと認めるときは、一部の委員の出席を求めて地域包括ケア会議を開催することができる。
- 3 委員長は、必要に応じて地域包括ケア会議に委員以外の関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

第7条 地域包括ケア会議に次の各号に掲げる小委員会を設置することができる。

- (1) 援助困難事例検討委員会
- (2) その他委員長が必要と認める委員会

(守秘義務)

第8条 委員及び出席者は、職務上知り得た個人情報等を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 地域包括ケア会議の庶務は、介護保険課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、地域包括ケア会議の運営に関して必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成19年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日の前日において、現に総社市地域ケア会議設置要領(平成18年7月25日市長決裁)の規定により在任する委員は、この告示による総社市地域ケア会議設置要綱の相当規定により選任された委員とみなす。この場合において、委員の任期は、要綱第4条の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

附 則(平成20年6月12日告示第68号)

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

(総社市地域包括支援センター事業実施要綱の一部改正)

- 2 総社市地域包括支援センター事業実施要綱(平成18年総社市告示第19号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則

- 1 この告示は、平成24年4月1日から施行する。